

## 市民参加推進会議におけるヒアリング対象事業 に対する質問への回答

### 5 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画策定事業（障害福祉課）

質問項目・質問内容	回答趣旨
<p>1 審議会について （男性の参加）</p> <p>① 公募委員は、男性の参加を促すPRはしなかったのか。</p> <p>② 男女のバランスをどう考えるか</p>	<p>1</p> <p>① 特定の性別を対象としたPRはしていない。</p> <p>② 障害者計画等策定委員会は、条例に基づき、学識経験者、民生委員・児童委員、公共的団体等の代表者、障害者団体の代表者及び市民から構成される。</p> <p>このうち民生委員・児童委員及び団体等代表については、性別も含めて各団体等に人選を委ねているところではあるが、本来的に所属団体等を代表する立場として委嘱しているものであり、委員個人の性別によって意見に偏りが生じることはないものと受け止めている。</p> <p>一方の市民委員について、本委員会の委員構成は、法規定*を踏まえ、当事者団体等からの推薦委員が多くなっていることから、市民委員は相対的に少人数（3人）になっているが、白井市市民参加条例第11条第2項において、応募者の選考に当たっては地域、性別、世代等に偏りが生じないようにすることが定められていること、また、白井市審議会等の委員の公募に関する基準において、複数の公募委員を選任するときは、男女比率、地域・年齢構成の均衡に考慮することが定められていること、さらに、白井市審議会等の設置及び委員の選任に関する要綱第4条第2項において、委員数の3割以上の女性登用に努めるものとすることが定められていることに照らして、3人中男性1名、女性2名という構成は妥当なものとする。</p> <p>結果的に、委員会全体の人数構成を見ると、男性5人、女性10人と差異が生じているが、日々の業務を通じた現場の実感としては、家庭において障がい児者の介護を主に担っているのは母親等の女性であるケースが多いと推察され、現状においては、団体等からの推薦及び市民応募数ともに、委員候補者の多くが女性になることはある程度やむを得ないものとする。</p> <p>※法の規定：委員構成については、障害者基本法第36条第5項により、「様々な障害者の意見を聴き障害者の実情を踏まえた調査審議を行うことができることとなるよう」配慮されなければならないこととされている。</p>

<p>2 パブリックコメントについて</p> <p>① 事業終了年度の最後にパブリックコメントを実施した理由について問う。パブコメは形式的に実施したのにすぎず、成果を審議に反映させることは考えていなかったのではないのでしょうか。</p> <p>② パブコメ実施は平成30年1月ですが、その結果を諮るべき審議会は29年11月で終了しています。パブコメ結果を審議会に諮ることはできなかったと思いますが、どのように対応されたのでしょうか。また、審議会の会期終了前にパブコメを実施することはできなかったのでしょうか。</p>	<p>2</p> <p>①② 本事業の着手に当たり平成28年6月7日付けで決定した「白井市第5期障害福祉計画策定方針」において、白井市障害者計画等策定委員会は、「計画策定に係る事項の調査審議を行い、計画素案の作成における中心的役割を担う」ものと位置付けており、その職務は素案の作成までとなっている。市は、答申された計画素案に対してパブリックコメントを実施して得られた意見を反映し、市の責任において計画を決定することとしている。</p> <p>これは、委員会が実質的な計画決定までを担うこととした場合、委員会の意見とパブリックコメントで得られた意見が相反したときに、本来は上下関係のない両者の意見の採否を委員会側に委ねる構造になるからである。</p> <p>この策定方針により、市としても、委員会の意向に過度に配慮することはなく、パブリックコメントにおいて的を射た優れた意見が得られた場合には、それを採用しない動機は持ち得ず、むしろ、パブリックコメントは実用的な機会として捉えている。</p> <p>ただし、パブリックコメントで得られた意見への対応の範囲を超えて市が恣意的に素案を改変しないことを委員会に見届けていただくため、パブリックコメントへの対応を含め、素案答申後に大きい修正を施す場合は、委員長に事前確認を仰いだ上で行うこととするを11月開催の最終委員会で申合わせており、市ではこの申合せに沿って、パブリックコメント後の最終計画案は委員長に事前確認をいただいた上で決定した。</p>
--	--

<p>3 アンケートについて</p> <p>① 評価調書に、発送2670件回収1471件回収率55.1%とありますが誤解を与える表記ではありませんか。</p> <p>実施されたのは以下の5種類のアンケートです。</p> <p>i 身体障害者1363人全数調査、回収803(58.3%)</p> <p>ii 知的障害者277人同、回収159(57.4%)</p> <p>iii 精神障害者282人同、回収115(47.5%)</p> <p>iv 難病患者255人見舞金受給者、回収135人(52.9%)</p> <p>v 市民(手帳不所持)、無作為抽出493人、回収240人(48.7%)</p> <p>② 障害手帳を所持していない市民へのアンケートは無作為抽出493人、回収240人です。</p> <p>→240ではサンプル数不足ではありませんか。</p> <p>③ 公表に時間が経ってしまった理由は</p>	<p>3</p> <p>① 対象者の障害種別に応じて、設問内容、書式、紙色等に配慮が必要であることから調査票は5種類を作成しているが、それらは1つの調査として一体的に発送、回収、集計、分析及び報告等を行っており、報告書では、対象者数、回収数、回収率については通算と調査票別の両方を掲載している。調書においては記入スペースが狭いため通算値だけを記載したものである。</p> <p>なお、全体の回収率について、通算値をとるべきか、調査票別の平均値をとるべきかについては、算出目的によって異なるものと考えるが、本調査では、対象者全体に対する回答数の割合を明らかにしたいという意図から、通算値を採用したものである。</p> <p>② アンケート実施時点で障害者手帳を取得していない市民は約6万1千人であり、信頼水準95.4%、標本誤差5%以内とするためには400サンプルが必要となる。手帳不所持者の回答数は240件にとどまったため、ご指摘のとおり、統計的には有意とは言えない結果になってしまった。</p> <p>次回調査においては、発送数や回収率向上方法等を検討し、統計的に有意な結果となるよう配慮する。</p> <p>③ 平成29年4月28日に全ての調査を終了した後、調査結果は直ちに集計を行い、平成29年7月5日開催の障害者計画策定委員会において報告、承認されたため、委員会会議録の添付資料としては8月以降に公表している。</p> <p>一方、調査報告書としての印刷製本及び公表については、当時喫緊の必要性があるものとは考えていなかったため、計画素案の作成・審議等の他業務を優先して行ったものである。</p> <p>印刷製本は平成30年1月に完了したが、パブリックコメントの際に参考資料として添付しなかったことは事務局として思慮不足であったと反省している。次回同様の機会においては、時機を逃さないようできる限り早期の公表に配慮する。</p>
--	--

<p>4 情報提供について</p> <p>HP、情報公開コーナー、図書館が最低という認識はあるか。但し、各センターを利用しているのはとてもありがたい。</p>	<p>4</p> <p>市民参加により得られた意見等の公表方法については、市民参加条例第9条において、情報公開コーナー、広報紙、ホームページに加えて、「その他効果的に周知できる方法」が規定されており、また、その具体的事例としては、庁内向けに作成された同条例の逐条解説において、「担当窓口での供覧又は配布や各出先機関での供覧」があげられているものと承知している。</p> <p>本事業に関しても、来庁者からの要望等に応じて、情報公開コーナー、広報紙、ホームページに掲載した資料等を窓口でも供覧に付しているほか、アンケート・ヒアリング調査結果報告書については市立図書館長からの依頼に基づき、図書館、各センター、県立図書館、県文書館及び県議会図書室に配架している。</p>
<p>5 一般市民への啓蒙について</p> <p>市民参加が関係者を中心に行われている。意見交換会や住民説明会を開催して障害者問題を市民の身近な問題とすべきではなかったのか。</p>	<p>5</p> <p>障害福祉計画及び障害児福祉計画は、国が示す基本指針に即し、障害福祉サービス等の提供量の見込み及びその確保のための方策等を定めるものであって、市民参加で得られた意見等も最終的には数値化されたニーズ（サービスの必要見込量）に収れんされることになる。こうした性格上、市民参加の方向性も障がい当事者又はその関係者を中心に据えたものとしている。</p> <p>一方で、障害者問題を市民の身近な問題として捉えることの重要性はご指摘のとおりであり、本市の障害者施策全般の基本的な指針を定める「白井市障害者計画」における取組事項をとおして実現を図っていく。</p>
<p>6 障がい者団体ヒアリング</p> <p>ヒアリング参加者だ団体によって1名～15名と差が大きいですが、これは対象団体それぞれの事業、都合によるものですか。</p>	<p>6</p> <p>団体側の都合または規模の相違によるものである。ただし、障がい者関係団体の特性として、会員が障がい当事者であって、健常者と比べて外出の負担が過度になる場合があることが考えられる。</p> <p>このため、会場は市役所内としたが、来庁が難しい場合には市担当者が団体側指定の場所へ出向くことも可能であることを出席依頼時に併せて伝えている。今後も、お話を伺う場所や方法については、検討を重ねていきたい。</p>

<p>共通 事業策定にあたって 市民参加推進会議では毎年度、対象事業について評価した答申書を提出しています。今回の事業は、これまでの答申書の指摘内容を参考にして策定されましたか。</p>	<p>平成 26 年度事業に対する答申書（平成 27 年 11 月答申）及び平成 27 年度事業に対する答申書（平成 29 年 1 月答申）について、下記のご指摘を参考とし改善を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 委員の選考基準を非公開としている理由が不明 ⇒公開とした。</li> <li>• 懇談会を意見交換会と位置付けてよいのか疑問 ⇒課題やニーズをより積極的に抽出する観点から、位置付けを懇談会からヒアリングに変更した。</li> <li>• 団体との話だけでなく、利用者の視点も含め、双方の意見を聞く必要 ⇒団体は利用当事者やその家族が中心ではあるが、これに加えて、サービス利用計画を作成する相談支援事業所をヒアリング調査対象に加えた。</li> <li>• アンケートの事前周知がホームページだけでは不十分 ⇒広報紙及び情報公開コーナーでも事前周知を行った。</li> </ul>
---	--

# 市民参加推進会議における

## ヒアリング対象事業に対する質問内容

### 6 第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定事業（高齢者福祉課）

質問項目・質問内容	回答趣旨
1 審議会	<p>1 公募委員の募集基準を公開しなかったのは何故でしょうか。 再度、過去の書類を確認したところ、募集基準についてはホームページ等で公表していただきましたので訂正します。また、本年度の委員募集においても募集基準を公開し行いました。</p>
2 パブリックコメント	<p>2</p> <p>① 他の3つと同時に掲載されたが、これで意見がかえってくるような工夫をしたのか パブリックコメントについては、広報しろいにて実施を周知するとともに、計画素案を市ホームページ及び各センターに設置し意見公募を実施しています。計画自体が100ページを超える計画であることから、計画のポイントがわかりやすいよう概要版を作成しました。</p> <p>② 白井市も超高齢社会となっています。この事業に市民の関心が高いはず。パブリックコメントの公募件数が0です。なぜ無反応であったのか、公募の方法に問題があったように思います。反省すべき点が有るとすれば、今後の改善点について問う。 介護保険事業計画の策定に当たっては、介護状況等に応じた意見が重要であることから、在宅の要介護認定者については全員に、65歳以上の高齢者については2,500人に、40歳から64歳の市民については約2,000人を対象として住民意向調査を実施し、広く意見を聴取しています。このようなことや、計画策定も7回目となり、計画そのものが周知されてきていることから意見がなかったものと考えます。</p> <p>③ パブコメ意見は0でした。当事業は市として重要な事業として位置づけており、パブコメ期間をもっと長くすることはできなかったのでしょうか。 市民参加条例上の期間を踏まえ、2週間が適切と考えます。</p> <p>④ 募集結果、応募がなかったことをどの様に受け止めてますか。 毎回、住民意向調査を広く実施していることにより、介護保険事業計画が浸透してきているものと捉えています。</p>

<p>3 意見交換会</p>	<p>3</p> <p>① 聞き取り調査もしくは実態調査とは違うか、受け手の意見はいろいろなか。</p> <p>受け手の意見としては、市内には高齢者の相談窓口として地域包括支援センターが3箇所あり、土曜日も対応し、高齢者や家族及びそのケアマネジャーからの相談や意見を聞いています。これらの意見も整理し、計画に反映させています。</p> <p>② 介護保険事業は9億円の介護保険料収入しかないのに、30億の給付、34億の特別会計を組んでいます。</p> <p>今後の介護給付を抑制していくために、高齢者の健康増進、今後高齢者となる中高年の健康増進が必須です。</p> <p>一般市民を対象にした意見交換会を行って、市民の声を反映させた計画とするべきだったのではないのでしょうか。</p> <p>貴課が実施されたのは、「介護保険事業者との懇談会」で、市民との意見交換会とは異なると思います。</p> <p>ご意見のとおり、介護給付費を抑制していくためには、介護予防事業を充実し、高齢者の方にいつまでも元気で健康寿命を延ばしていただくことが重要です。</p> <p>今般ご指摘いただきました一般市民の健康増進につきましては、将来的に要介護にならないために重要な取り組みですが、この部分の取り組みについては、「しろい健康プラン」での事項となりますのでご理解願います。</p>
<p>4 配布資料について</p>	<p>4 審議会、パブリックコメント、意見交換会ではどんな資料を配布したか。</p> <p>審議会：アンケート内容案、調査結果、過去の事業実績、計画骨子案、計画案など</p> <p>パブリックコメント：計画案、概要版</p> <p>意見交換会：事前調査結果など</p>
<p>5 市民参加について</p>	<p>5 一般市民を対象にした説明会はなぜ行わなかったのか。</p> <p>例えば、国の抜本的な制度変更に伴い、新たな介護保険制度が創設されるような場合は、制度の周知も含め、市民へ説明会を実施していく必要がありますが、今回の第7期計画は、前計画を踏襲しながら策定することから、住民意向調査、審議会、パブコメの手順により策定したものです。</p>

質問項目・質問内容	回答趣旨
共通 1 自己評価について	<p>「選択した市民参加の手法」及び「実施した市民参加の手法」についての自己評価</p> <p>対象者ごとの住民意向調査、5回開催した運営協議会、パブリックコメント及び各地域包括支援センターに寄せられる意見やケアマネジャーからの相談・意見を反映させて計画を策定していることから、適切であると評価しています。</p>
共通 2 条例等の理解度について	<p>「市民参加条例逐条解説」及び「市民参加の総合的評価・評価基準（条例が求める基準・市民参加推進会議が求める望ましい水準）」を十分に理解していたか。</p> <p>十分でないまでも、適切と解します。</p>
共通 3 事業策定にあたって	<p>市民参加推進会議では毎年度、対象事業について評価した答申書を提出しています。今回の事業は、これまでの答申書の指摘内容を参考にして策定されましたか。</p> <p>策定に当たっては参考としています。</p>



## 市民参加推進会議におけるヒアリング対象事業 に対する質問への回答

### 7 白井市空家等対策計画の策定 (建築宅地課)

質問項目・質問内容	回答趣旨
<p>1 市民参加対象事業</p> <p>①当該事業を“市民参加対象事業”であるとした理由について問う。白井市市民参加条例第2条「定義」(3)「市民参加」の項では、「市の施策の立案から実施評価に至るまで広く市民の意見を反映させるとともに～」と規定している。行政が作成した素案に形式的にパブコメを実施すれば“市民参加”の実績になるのでしょうか。</p>	<p>1</p> <p>① 白井市空家等対策計画の策定に際して、白井市市民参加条例第14条から第16条に規定するパブリック・コメントを実施しておりますので市民参加の実績になると考えます。</p>
<p>2 パブリックコメント</p> <p>① 市民に意見を求めるための工夫をしたか。</p> <p>② 短期間で計画を策定しなくてはならない時の市民参加の手法をどう考えるか。</p> <p>③ 事業開始からパブコメ実施まで7か月を要している。この間に市民に対して、どのように問題点課題の背景(空家の存在に起因する)を周知してきたのでしょうか。いきなり行政の作成した素案にパブコメを求めるのは形式的でコメントは当然の結果だと思います。</p> <p>④ 募集結果、応募がなかったことをどの様に受け止めてますか。</p>	<p>2</p> <p>① パブリック・コメントの募集に際し、「市民参加条例逐条解説」及び「市民参加の総合的評価・評価基準（条例が求める基準・市民参加推進会議が求める望ましい水準）」を考慮して市民参加を実施しました。</p> <p>② 時間的制約がある場合においては、その制約の中で実施できる市民参加を選択し実施すべきと考えます。</p> <p>③ 空家等の適切な管理は、空家等の所有者等の責務であることを市のホームページやパンフレット等により広く周知に努めているところです。</p> <p>④ 「市民参加条例逐条解説」及び「市民参加の総合的評価・評価基準（条例が求める基準・市民参加推進会議が求める望ましい水準）」を考慮してパブリック・コメントの募集を行いました。応募がなかったことは残念に受け止めております。</p>

<p>3 市民参加の手法について</p> <p>① 今度、この問題は日本の社会問題となってくる。なぜ、市民参加の手法拡大を行わなかったのか。</p> <p>② 空家の増加は、治安の悪化や災害の懸念など、市民の関心の高い問題です。市民の声を積極的に取り入れて計画策定を行うことはできなかったのでしょうか。</p> <p>審議会設置や、意見交換会、タウンミーティングなどの市民参加の手法を採用されなかった理由を、お教えてください。（例えば時間的制約、事務負荷増、・・・）</p>	<p>3</p> <p>① 市では、空家等対策の基本的な方針として空家等の発生予防と適正管理の推進に重点を置くこととしており、そのための施策や啓発を実施しているところですが、今後適正な管理がなされていない空家等が増加していくことが予想されます。これらの空家等に対し空家等対策特別措置法に基づく措置を行うための具体的な手続きを定める等の仕組みづくりを進める必要があります、その際には法に基づく協議会の設置を検討することとしています。</p> <p>② 策定スケジュール等の制約の中で可能な市民参加の手法を採用しました。</p>
<p>4 空地の検討について</p> <p>① 空家は全国で約820万棟、空地は九州を超える広さが空いているといわれている。</p> <p>このため、自治体は所有者不明で固定資産税をとれず、そのうえ、冬には枯草火災、夏は空家に子智也女性が連れ込まれる事件が発生している。したがって、今、自治体は、課税、防犯、防災などに加え土地利用などといった問題を抱え、この問題に積極的に取り組む必要がある。なのにパブリックコメントだけということは理解できない。市民参加の手法拡大や土地利用、防災・防犯などの専門家を加えた審議会・住民説明会などによる検討を行うべきでなかったのか。</p>	<p>4</p> <p>① 市では、空家等対策の基本的な方針として空家等の発生予防と適正管理の推進に重点を置くこととしており、そのための施策や啓発を実施しているところですが、今後適正な管理がなされていない空家等が増加していくことが予想されます。これらの空家等に対し空家等対策特別措置法に基づく措置を行うための具体的な手続きを定める等の仕組みづくりを進める必要があります、その際には法に基づく協議会の設置を検討することとしています。</p>

<p>共通1 自己評価について</p> <p>① 「選択した市民参加の手法」及び「実施した市民参加の手法」についての自己評価</p>	<p>① 白井市空家等対策計画の策定については、白井市市民参加条例第6条第1項第1号に準じるものとして、第7条の規定に基づき「パブリック・コメントの募集」という市民参加の方法を選択しました。</p> <p>「パブリック・コメントの募集」は、「市民参加の総合的評価・評価基準（条例が求める基準・市民参加推進会議が求める望ましい水準）」の内容を満たす方法により実施しました。複数の市民参加の手法を採用できませんでしたが、策定スケジュール等の制約の中で可能な市民参加の手法を採用し実施ができたと考えております。</p>
<p>共通2 条例等の理解度について</p> <p>① 「市民参加条例逐条解説」及び「市民参加の総合的評価・評価基準（条例が求める基準・市民参加推進会議が求める望ましい水準）」を十分に理解していたか。</p>	<p>① 白井市空家等対策計画の策定に際し、「市民参加条例逐条解説」及び「市民参加の総合的評価・評価基準（条例が求める基準・市民参加推進会議が求める望ましい水準）」を考慮して市民参加を実施しました。</p>
<p>共通3 事業策定について</p> <p>① 市民参加推進会議では毎年度、対象事業について評価した答申書を提出しています。今回の事業は、これまでの答申書の指摘内容を他山の石として、参考にし策定されましたか。</p>	<p>① 以前の答申書の内容を参考に策定は行いませんでした。</p>

## 市民参加推進会議におけるヒアリング対象事業 に対する質問への回答

### 8 第2期データヘルス計画策定事業（保険年金課）

質問項目・質問内容	回答趣旨
<p>1 市民参加について</p> <p>本検討は、将来の国民健康保険の市民負担をどのようにしていくかという極めて市民生活に密着した問題が背景にある。</p> <p>したがって、より多くの市民の意見を結集させるため、国民健康保険法第11条に基づく組織とは別に、白井市が独自に検討委員会やワークショップ、意見交換会などの市民参加を実施して市民の意向の把握に努め、費用負担が避けられない場合は、財務状況を含めた資料を公開して、その理由は明確にすべきではなかったのか。</p>	<p>1 第2期データヘルス計画策定事業については、平成28年度に実施した、第1期同計画策定事業と同様に、市民参加条例第6条第1項の規定に基づく、行政活動とは捉えておりません。</p> <p>この理由としては、国民健康保険の加入者を対象とした個別の保健事業実施計画のためです。</p> <p>これは、部内の共通理解を経て、市民参加条例第6条第1項の規定には基づかない事業として、昨年度、市民参加推進会議のヒアリングの際にも、当課から市民参加推進会議の委員の皆様へ説明したところです。</p>
<p>2 手法について</p> <p>①広く市民の意見を反映させるための方法として、他の手法を考えなかったか。</p> <p>②国民健康保険は15億円の保険税込で41億円の保険給付61億の特別会計を組んでいます。</p> <p>国民健康保険の財政改善と被保険者の健康増進は、市民生活に直結する問題です</p> <p>市民の声を広く取り入れて計画策定を行うことはできなかったのでしょうか。</p> <p>あるいは、計画策定までの時間的制約や、事務負担増などで、その他「市民参加の手法」が採用できなかったのでしょうか。</p>	<p>2</p> <p>①特定健康診査の未受診者を対象としたアンケート調査を実施し、対象者から特定健康診査の受診体制等について、意見・要望を聴取した後、計画策定に取り組みました。</p> <p>②上記1の回答趣旨と同様です。</p>

8 第2期データヘルス計画策定事業（保険年金課）

質問項目・質問内容	回答趣旨
<p>3 審議会について</p> <p>①素案に対する実質的な審議検討時間がわずかです。</p> <p>行政が独自に作成した計画案を運営協議会が追認する形になっているのではないのでしょうか。第2回から3回会議まで5か月以上あったのですから、1度でもよいから委員会を開催し、市民参加の委員の意見を聞くべきではなかったのではないのでしょうか。</p> <p>②第2期データヘルス計画は73ページにも達します。</p> <p>1時間ないし1時間半の会議3回で十分な審議ができたのでしょうか。</p> <p>もっと回数を多くすることはできなかつたのでしょうか。</p>	<p>3</p> <p>①国民健康保険運営協議会委員の皆様には、市の国民健康保険の運営に関し、適切な指導・助言や議案審議を実施していただいていると捉えており、追認行為を依頼している訳ではありません。</p> <p>計画策定の過程では、市民参加推進会議の委員の皆様から、市民参加の取り組みについて意見を聞くことは考えておりませんでした。</p> <p>②平成29年度の国民健康保険運営協議会の会議回数は、3回にわたり実施しましたが、この会議以外にも、委員の皆様には必要に応じて、随時、意見や助言等を市に寄せていただくよう依頼した上で対応しました。</p> <p>このことから、会議回数は3回が妥当と捉えております。</p>
<p>共通 事業策定について</p> <p>市民参加推進会議では毎年度、対象事業について評価した答申書を提出しています。</p> <p>今回の事業は、これまでの答申書の指摘内容を参考にして策定されましたか。</p>	<p>質問項目・質問内容1の回答趣旨と同様です。</p>